

PORSCHEの調達に関するグループパートC 一般条件: サービスおよび作業契約に関する特記事項

以下の特別規程は、A部のサービス契約および業務契約の規程に加えてまたはそれから逸脱して適用されるものとします。

1. 保証

1.1 請負業者は、特定のサービスを受け入れるにあたり、そのサービスおよびその下請業者および供給業者のサービスが、明確に規定され、通常想定される特徴を有しており、特に、現在の技術水準に対応していることを保証します。請負業者は、引渡しまたは受諾時に存在し、かつ法定保証期間内に明らかになった瑕疵について保証するものとします。

1.2 瑕疵がある場合、クライアントは、その載量により、瑕疵の修正または新たな引渡し/複製を要求することができまます。請負業者は、瑕疵を是正することが合理的に期待できない場合、瑕疵のないコピーを引き渡すか、または新品を製造しなければなりません。

1.3 請負業者が、その後の履行が失敗したという根拠に基づいて、その後の履行を拒否する場合、クライアントにとって不当である場合、または請負業者が個別の場合において合理的である期間内に、その後の履行に対するクライアントの要求を順守しない場合、クライアントは、工事およびサービスの契約に基づくサービスの場合の自己履行に対する権利を含め、瑕疵に対するさらなる法定請求権を有するものとします。この場合、クライアントは、瑕疵を修正するために発生した実費を補償する権利も有するものとします。

2. 受託者の責任

2.1 請負業者は、サービス/作業の適切な履行および法規、特に知的財産権、競争法およびデータ保護法に関する法規の遵守に対して責任を負うものとします。請負業者は、その責に帰すべきすべての直接的および間接的損害(すべての派生的損害を含む)に責任を負うものとします。ただし、発生した損害に過失がないことを証明できる場合はこの限りではありません。

3. WORKおよびLABOURに関する契約に基づくサービスおよび/または作業に対する権利

第A部第13条に加えて、または、第A部から逸脱して、サービスおよび契約業務に関する権利に関して、以下の通り合意します:

3.1 原則として、クライアントは、注文の範囲内で生じるすべての結果(テストおよび開発報告書、提案、アイデア、原案、設計、提案、サンプル、モデル、図面、CADデータセットおよびその他の文書を含む)に対する権利を有するものとします。クライアントは、時間、場所および主題に関して無制限の、開発されたソフトウェアを含むすべての契約サービスに対する使用権を、自由、排他的、取消不能、譲渡可能およびサブライセンス可能な権利を受領するものとし、これには、複製および編集するクライアントの権利も含まれます。請負業者は、下請業者を雇用する場合、適切な契約により、下請業者が上記の結果および使用権をクライアントにも提供することを保証するものとします。請負業者または第三者による契約業務の利用には、依頼人の書面による事前の同意が必要です。

3.2 上記の権利は、Section 15 AktGの意義の範囲内で、ボルシェ・ホールディング関連会社にも提供されます。

3.3 請負業者は、契約業務の提供中に革新(特に発明、技術改善提案、ノウハウおよびその他の個人的な知的および創造的成果を含む)が生じた場合、その旨を顧客に通知し、革新の評価に必要なすべての文書を提出しなければなりません。クライアントのみが工業所有権の出願をすることができます。請負業者は、その従業員に関して、適時かつ無制限にかかる革新を利用するものとし、特に必要な申告を行うことにより、依頼人が財産権を取得することを支援するものとします。「クライアント」が書面で「請負業者」に登録を放棄した場合、「請負業者」は、自己の費用負担で、対応する財産権を登録する権利を有するものとします。クライアントは、時間、空間および内容に関して無制限の非独占的、無償、譲渡可能な使用権を、結果として請負業者に付与された工業所有権に付与する権利を有するものとします。顧客および請負業者は、各自の従業員に対する従業員発明報酬の費用のみを負担するものとします。

3.4 クライアントは、すべての権利の譲渡を受け入れることを宣言します。理由の如何を問わず、労働契約の解除または終了は、本条に基づく相互の権利および義務に影響を及ぼさないものとします。